

## 口蹄疫対策特別措置法に基づく基金の早期創設と 口蹄疫被害の全面補償などを求める意見書

宮崎県で発生した口蹄疫被害は、過去に例を見ない大惨事に見舞われ、その被害は5市6町（宮崎市・西都市・日向市・えびの市・都城市・都農町・川南町・高鍋町・木城町・新富町・国富町）に及び、殺処分・埋却された家畜は29万余頭、関連業界や商店、ホテルなど観光業界まで被害は拡大し、地域経済の冷え込みは深刻な状態に陥っている。

そもそも今回の口蹄疫の蔓延拡大は、半世紀も前に作られた家畜伝染病予防法が今日の畜産の現状にそぐわず、対応にも多くの不備が生じた結果引き起こされたものである。しかも、わが国では、10年前の発生以来、清浄国として畜産農家は日々、消毒に気を配りながら生産に励んでいたにもかかわらず、今回の発生は防ぐことができなかったのである。

直接被害を受けた畜産農家をはじめ、関連業界や商店は再建をするにもあまりにもひどい損失を受け、多大な困難に直面している。

よって、国においては、口蹄疫被害の全面補償など、次の事項について速やかに実施するよう強く求める。

### 記

- 1．口蹄疫対策特別措置法第23条で位置づけた、地域経済の再建及び地域の活性化を図るための基金の設置を速やかに実行すること。
- 2．口蹄疫を原因とする損失を補償するとともに、地域経済を復興するための全面的な支援を行うこと。
- 3．法的整備も含め、万全な再発防止策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月5日

広島県庄原市議会